

安平町事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略) (対象工事等)</p> <p>第2条 入札の対象となる建設工事等(以下「対象工事等」という。)は、次のいずれかに該当する工事で、業種、規模、施工方法等を考慮して、安平町競争入札参加資格者等選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り決定したものとする。</p> <p>(1) 設計金額が<u>1億円以上</u>の建築一式工事</p> <p>(2) 設計金額が<u>7,500万円以上</u>の土木一式工事及び機械設備工事</p> <p>(3) 設計金額が<u>1,500万円以上</u>の電気設備工事及びその他工事</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条から第13条まで (略)</p>	<p>第1条 (略) (対象工事等)</p> <p>第2条 入札の対象となる建設工事等(以下「対象工事等」という。)は、次のいずれかに該当する工事で、業種、規模、施工方法等を考慮して、安平町競争入札参加資格者等選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り決定したものとする。</p> <p>(1) 設計金額が<u>7,000万円以上</u>の建築一式工事</p> <p>(2) 設計金額が<u>5,000万円以上</u>の土木一式工事及び機械設備工事</p> <p>(3) 設計金額が<u>1,000万円以上</u>の電気設備工事及びその他工事</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条から第13条まで (略)</p>